

## 草津市在宅医療・介護連携推進拠点の開設および 草津市在宅医療・介護の連携推進における相互協力に関する協定について

健康福祉部長寿いきがい課

### 1. 背景

団塊の世代が75歳以上となる2025年頃には、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者(在宅療養者)が急増することが見込まれ、地域の医療と介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供できるよう体制整備に向けた取組が求められています。

医療と介護の連携は、従来から重要課題の1つですが、それぞれの制度を利用する人は同じ高齢者であっても、それぞれを支える保険制度が異なることや、目的が「治療」と「介護」と異なるなど、多職種間の相互理解や情報の共有を図る必要があります。そこで、行政が医師会等と連携し、在宅医療・介護連携推進事業に取り組むことで、住み慣れた地域で高齢者が元気に生活し、人生の最期まで自分らしく暮らすことができる(在宅療養生活者の支援)体制づくり(在宅医療と介護の連携体制の構築)を目指すことが求められています。

なお、平成26年の介護保険法の一部改正により、市町村が実施主体となる地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられ、平成30年4月には全ての市町村が以下の8つの事業に取り組むこととされました。

- (1)地域の医療・介護の資源の把握
- (2)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (3)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (4)医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5)在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6)医療・介護関係者の研修
- (7)地域住民への普及啓発
- (8)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

### 2. 目的

在宅療養者が人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市内で唯一の在宅療養後方支援病院※である草津総合病院内に在宅医療・介護の連携を担うための拠点を開設します。また、市、一般社団法人草津栗東医師会および社会医療法人誠光会が在宅医療・介護の連携推進における相互協力に関する協定を締結し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築することを目的とします。

※在宅療養後方支援病院…許可病床 200 床以上の病院であり、当該病院を緊急時に入院を希望する病院としてあらかじめ当該病院に届け出ている患者(入院希望患者)について緊

急時にいつでも対応し、必要があれば入院を受け入れる体制を整えている病院。入院希望患者に対して、在宅医療を提供している医療機関と連携し、3月に1回以上、診療情報を交換する。

### 3. スケジュール

時 期	内 容
令和2年4月～	<p>◆草津市在宅医療・介護連携推進事業を草津栗東医師会へ委託 （在宅医療と介護サービスの一体的な提供に必要な情報の提供および助言等を行う相談員（コーディネーター）を配置し、8つの事業を推進する。）</p> <p>◆草津市在宅医療・介護連携推進拠点運営事業を誠光会へ委託 （相談員（コーディネーター）と協働し、草津市在宅医療・介護連携推進拠点運営を行う。）</p>
令和2年5月	三者協定締結
令和2年5月11日	草津市在宅医療・介護連携推進拠点運営開始